明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（五八）　二
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（五九）　三
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令（六〇）　三
〔省　令〕
○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学五）　四
〔告　示〕
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務八〇）　四
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件（同八一）　六
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件（同八二）　六
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（中央選挙管理会六）　六
○除籍が滅失した件（法務六四）　六
○除籍の一部が滅失した件（同六五）　六
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同六六）　六
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件（文部科学三三）　七
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件（同三四）　七
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件（同三五、三六）　七
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件の一部を改正する件（同三七）　七
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁五）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産五六七～五八一）　九
○保安施設地区の指定をする件（同五八二、五八三）　九
○高速自動車国道に関する件（国土交通一九四）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一九五）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局一一五）　一〇
○道路に関する件（同一一六～一一八）　一〇
○都市計画に関する件（九州地方整備局三九）　一〇
〔国会事項〕　一二
〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所　一三
〔叙位・叙勲〕　一三
〔官庁報告〕
官庁事項　一四
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一四
北海道開発局公示（北海道開発局）　一四
〔公　告〕
諸事項　一四
官庁
財団、社会保険労務士懲戒処分、農業協同組合法第六十四条の二第一項の届出関係　一四
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一四
会社その他　一四

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第五八号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、一三億九、〇〇〇万円に改めることとした。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、一兆二、一三五億一、二四五万九、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

3　特定保険者交付金交付契約の納付金の金額を、二、〇〇〇万円に改めることとした。（第三条関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

**◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第五九号）（内閣府本府）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三五号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

**◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第六〇号）（内閣府本府）

1　題名（題名関係）

政令の題名を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令」とすることとした。

2　仮名加工医療情報データベース等（第四条関係）

仮名加工医療情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものは、これに含まれる仮名加工医療情報を一定の規則に従って整理すること

により特定の仮名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいうこととすることとした。

3　連結可能匿名加工医療情報の提供を受けることができる者（第七条関係）

高齢者の医療の確保に関する法律第一六条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報（同項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。3の㈠及び4の㈠において同じ。）の提供を受けることができる者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とすることとした。

㈠　高齢者の医療の確保に関する法律第一六条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報の提供を受けることができる者

㈡　健康保険法第一五〇条の二第一項の規定により匿名診療等関連情報（同項に規定する匿名診療等関連情報をいう。4の㈡において同じ。）の提供を受けることができる者

㈢　介護保険法第一一八条の三第一項の規定により匿名介護保険等関連情報（同項に規定する匿名介護保険等関連情報をいう。4の㈢において同じ。）の提供を受けることができる者

4　連結して利用することができる状態で連結可能匿名加工医療情報を提供することができる情報（第八条関係）

認定匿名加工医療情報作成事業者は、作成した匿名加工医療情報について、以下に掲げる情報と連結して利用することができる状態で提供することができることとすることとした。

㈠　匿名医療保険等関連情報

㈡　匿名診療等関連情報

㈢　匿名介護保険等関連情報

5　手数料の額等（第九条関係）

㈠　主務省令で定める情報の提供を受ける認定匿名加工医療情報作成事業者は、国（厚生労働大臣等からの委託を受けて、支払基金等が主務省令で定める情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に納めなければならない実費を勘案して政令で定める額の手数料は、一時間ごとに一万二〇〇円とすることとした。

㈡　㈠の手数料は、主務省令で定めるところにより、収入印紙をもって納付しなければならないこととすることとした（ただし、支払基金等に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。）。

6　附則

㈠　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令について所要の改正を行うものとすることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。

# 政　令

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第五十八号**

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロ並びに第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十三億七千万円」を「十三億九千万円」に改める。

第二条中「一兆千七百三十三億二千九百十八万九千円」を「一兆二千二百三十五億千二百四十五万九千円」に改める。

第三条中「二千百万円」を「二千万円」に改める。

**附　則**

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第五十九号**

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　齋藤　健

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第六十号**

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第七項並びに第三十一条第一項及び第五項の規定、同法第四十条及び第四十四条において準用する同法第九条第三項第一号イ及びハ(3)（同法第四十条及び第四十四条において準用する同法第十一条第七項において準用する場合を含む。）の規定並びに同法第四十条及び第四十四条において準用する同法第十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令

第一条中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（」を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号。」に改める。

第三条を削る。

第二条中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（医療情報データベース等）

**第二条**　法第二条第五項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる医療情報を一定の規則に従って整理することにより特定の医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

第六条中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第五条中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に、「第二十九条」を「第四十条、第四十四条及び第五十一条」に、「第十六条第一項第三号」を「第十七条第一項第三号」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の三条を加える。

（連結可能匿名加工医療情報の提供を受けることができる者）

**第七条**　法第三十一条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報（同項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。次条第一号において同じ。）の提供を受けることができる者

二　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条の二第一項の規定により匿名診療等関連情報（同項に規定する匿名診療等関連情報をいう。次条第二号において同じ。）の提供を受けることができる者

三　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条の三第一項の規定により匿名介護保険等関連情報（同項に規定する匿名介護保険等関連情報をいう。次条第三号において同じ。）の提供を受けることができる者

（連結して利用することができる状態で連結可能匿名加工医療情報を提供することができる情報）

**第八条**　法第三十一条第一項の政令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　匿名医療保険等関連情報

二　匿名診療等関連情報

三　匿名介護保険等関連情報

（手数料の額等）

**第九条**　法第三十一条第五項の規定により認定匿名加工医療情報作成事業者が納付すべき手数料の額は、同条第二項に規定する主務省令で定める情報の提供に要する時間一時間までごとに一万二百円とする。

2　前項の手数料は、主務省令で定めるところにより、収入印紙をもって納付しなければならない。ただし、法第三十一条第五項の規定により支払基金等に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

第四条中「第八条第三項第一号イ」を「第九条第三項第一号イ」に、「第十条第七項（法第二十九条」を「第十一条第七項（法第四十条、第四十四条及び第五十一条」に、「及び第二十九条」を「、第四十条、第四十四条及び第五十一条」に改め、同条を第五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（仮名加工医療情報データベース等）

**第四条**　法第二条第七項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる仮名加工医療情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

2　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百四十九号の二中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　齋藤　健

# 省　令

**○文部科学省令第五号**

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項及び第三項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十一日

文部科学大臣　盛山　正仁

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号。附則第二条において「免許特例法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （介護等の体験を行う施設）<br>**第二条**　特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。<br>一　［略］<br>二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援（児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設<br>三～十二　［略］<br>十三　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性自立支援施設<br>十四　［略］<br>**附　則**<br>2　令和二年度から令和六年度までの間に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与に | （介護等の体験を行う施設）<br>**第二条**　特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。<br>一　［同上］<br>二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設<br>三～十二　［同上］<br>［号を加える。］<br>十三　［同上］<br>**附　則**<br>2　令和二年度から令和五年度までの間に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与に |

| ついては、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。 | ついては、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。 |
| --- | --- |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

**第一条**　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**第二条**　この省令の施行の日前にこの省令による改正前の免許特例法施行規則第二条第二号に規定する障害児通所支援（医療型児童発達支援に限る。）を行う施設（以下この条において「旧医療型児童発達支援を行う施設」という。）において小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第二条第一項の規定により読み替えられた教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項の規定による体験（以下この条において「介護等の体験」という。）を行った者に対する同項の規定の適用については、当該者が旧医療型児童発達支援を行う施設において行った介護等の体験の期間を通算するものとする。

2　前項の場合において、旧医療型児童発達支援を行う施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下この項において「児童福祉法等一部改正法」という。）による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）における介護等の体験に関する免許特例法施行規則第四条に規定する証明書は、児童福祉法等一部改正法附則第十一条の規定により同法の施行の際現に当該旧医療型児童発達支援を行う施設を設置している者が設置しているものとみなされる同法による改正後の児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターの長が発行するものとする。